

平成28年度 第2回学長選考会議議事要録

日 時 平成28年9月28日（水）14:00～16:00

場 所 事務局1号館2階会議室

出席者 <委員> 石田議長, 和泉委員, 小畑委員, 関委員, 村松委員, 岩附委員,
三原委員, 上田委員, 益委員, 山田委員, 岡田委員
<委員以外> 芝田理事・副学長・事務局長, 榎並監事, 三矢監事

資 料

- 1-1. 任期について（第1回会議での主な意見）
- 1-2. 任期について（検討のポイント）
- 1-3. 国立大学学長の任期, 在任期間一覧表
- 1-4. 任期と「中期目標・中期計画」期間との関係
- 1-5. ガバナンス改革必携（抜粋）と国立大学法人法コンメンタール（抜粋）
- 2-1. 意向聴取投票について（第1回会議での主な意見）
- 2-2. 意向聴取投票について（検討のポイント）
- 2-3. 意向聴取投票に関する各大学の状況
- 3-1. 求められる学長像について（第1回会議での主な意見）
- 3-2. 求められる学長像について（検討のポイント）
- 3-3. 主要大学の求められる学長像
4. 今後の日程

参考資料

1. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議委員名簿
2. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議規則
3. 国立大学法人東京工業大学学長候補者の選考及び学長解任の申出に関する規則
4. 国立大学法人東京工業大学学長候補者意向聴取投票実施細則
5. 新たに学長を選考するプロセスと公表
6. 再任審査の今後のプロセスと公表

○ 定足数の確認

委員11名, 定足数8名に対して出席者11名で成立。

○ 平成28年度第1回学長選考会議議事要録については, 承認済の旨報告。

○ 議題

1. 任期について

議長から、前回の学長選考会議においては、今後の学長選考の在り方、求められる学長像など学長選出の方法について見直しの必要性について意見交換を行い、論点は、任期について、意向聴取投票について、求められる学長像についての3つであった。その論点を整理したので、引き続き意見交換を行いたい旨の発言があった。

続いて、事務局長から、資料1-1～資料1-5に基づき、第1回会議での任期に関する主な意見、任期の検討のポイント、意向聴取投票、各国立大学学長の任期、在任期間、中期目標期間と在任期間との関係、任期と中期目標・中期計画についての解説、コンメンタールについて説明があり、その後、意見交換を行った。

意見交換を踏まえ、次のとおり確認した。

- ・任期については、現行（4年プラス2年）に加え、再立候補可とする。
- ・再立候補については新しい制度から適用する。

（委員からの主な意見）

- ・いろいろな時代の変化に合わせて、フレキシブルに考えた方が良い。任期4年プラス2年のその2年後に今の学長が再立候補できても良いと思う。優秀な研究者、優秀な卒業生を育てる意味では改革に向けて強いリーダーシップを少し長めにやっていただくということも一つの考え方としてあると思う。
- ・今、現状では任期4年終了後2年延長して、その後再立候補は不可という規定で学長になった方をもう一度制度変更して再立候補できるようにするというのはロジカルに正しいとはいえないのではないか。
- ・この規則を解釈すると意向投票の時点で意向投票をした有権者の方々はこの規則を前提に登用されているので、現行規定の前提の下で一連の選考プロセスが行われたと考える。しかし法律ではないので、この学長選考会議の中でそれを再定義しようということは、責任を持ってやるのであれば可能かと思う。
- ・任期4年プラス2年というのは堅持して、再立候補を可能とするルール改正を行うのであれば、それは十分に議論した方が良いと思う。
- ・再立候補可としたときに制度上そのままいくと最高12年になるので、人のライフサイクルから言っても長過ぎる。任期4年プラス2年の6年で再立候補は不可というのが良いサイクルだと思う。もし再立候補可とするのであれば、まず1つはきちんと意向投票をすること、それから新規の学長とは違う期限を付けること、この2点を考えた方が良い。
- ・再立候補というときに、新しい候補者は4年、前学長がもう2年やるとなれば任期は2年になるので、同じ立場で意向投票をした方が良いが、方法としては難しいやり方となる。4年プラス2年に決めてしまっただけで今までどおりやるか、さらに2年という

- ときはやり方を議論すべきだと思う、最初の任期を4年で切るのがやはり良いと思う。
- ・教員の数も多いので立派な方がたくさん母集団の中にはいるという前提で立派な学長がもう1期あるいは2期やってほしいと言えるような立派な業績を上げた方に代わり得る人はいると思う。基本的には4年プラス2年の6年というのが良いと思う。
 - ・6年で制度上再立候補を認めないということで切ってしまうというのはルール上正しいのか。大学の場合には意向投票を持つという意味で言うと、一般的な株式会社その他の組織の選任とは違うという中であって、それが一定程度に担保されている中で任期4年プラス2年ということで再立候補を一切認めないというルールは、多少硬直的ではないか。一定程度認めつつも原則的には今までの流れでルール上は残しておいても良いのではないか。
 - ・意向投票のところで厳しく評価されるのでルールとして禁止するというのはどうなのか。要するに任期4年プラス2年で、その次に立候補をする権利はあっても良いのではないか。改革をすればするほど意向投票では人気が出ないのが世の中の通例かと思う。今のように1回やって二度と出られないというのは硬直したルールであるので、その辺は構成員がある程度判断して、学長選考会議がそれに対して審議して決めていけば良いことだと思う。相当特殊なケースしか12年なることはないと思う。実際、アメリカのUCサンタバーバラでは20年くらいやっている学長もいるので、長いことが悪いというわけではないと思う。
 - ・次の学長の選考から新しいルールを適用するというところでどうか。
 - ・現在の学長を選考するときにもう2回目の再任した後は再任がないと規則に書いてあるので、この学長選考会議としては規則の変更を今から適用するということを説明する責任がある。それは相当にハードルの高いことだと思う。これは一つの組織の中のルールなので、弁護士に相談するまでもなく、法律でも何でも無い話である。

2. 意向聴取投票について

議長から、意向聴取投票について意見交換を行いたい旨の発言があった。

続いて、事務局長から、資料2-1～資料2-3に基づき、第1回会議での意向聴取に関する主な意見、意向聴取に関する検討のポイント、各大学の状況について説明があり、その後、意見交換を行った。

意見交換を踏まえ、次のとおり確認した。

- ・意向投票は1回行い、その経過を踏まえて学長選考会議で審議をし、決定をしていく。
- ・投票権者の範囲について附属高校の主幹教諭（2名）は現行管理職であるということと全体としてのバランスを取るという意味では含める方が適当である。

(委員からの主な意見)

- ・前回のときは大学として特殊な状態の中で学長選考をしたという経緯があるので、意向投票は規定では2回設定した。これは、今後は1回で良いと思う。

- ・他の大学で一番問題になるのは、医学部の人数が多いから医学部からの選出が多いといった問題が常に出ているが、東工大では問題ないか。他大学はほとんど人数比で教授が多過ぎるということで投票は同じ1票かという議論をよく耳にしている。
- ・教授・准教授・助教は1対1対1ぐらいになっているのが今の東工大の職員の現状なので、教授が多いところの人が選ばれやすくなるとか、助教まで入れると助教がたくさんいるところの部局の人が選ばれやすいというようなアンバランスはない。大きい部局から出るという傾向は本学に限ってはない。
- ・東京学芸大学の場合は参加ということを非常に大事にしており、大学の教諭の数と同じぐらい附属学校の教員がいる。附属学校と一体化して法人を運営していかなければならないということで、最初から職員も附属の教員の専任である限り全員投票権を持っているという形になっている。
- ・回数については1回が賛成だが、最初に2名まで絞るというプロセスがあったため、学長選考会議が主体的にということであれば、もし候補者、立候補者が3名以上、4～5名になったときには2名もしくは3名に絞るということをここで先にヒアリングなどをして絞るプロセスが必要だと思う。
- ・4～5人までなら時間はかかるがやっておいた方がよい。そこで絞ると本当にいろいろなことが起こってしまうだろう。学長選考会議として絞る理由を公開しないとけない。
- ・めったにないとは思いますが、本大学においても他大学であったように急遽学長候補者が代わるというケースもあり得るため、候補者を複数選ぶというのは大事なことはないか。

3. 求められる学長像について

議長から、求められる学長像については事務局で案を作成しそれを基に次回以降検討したい旨の発言があった。

4. 次回以降の学長選考会議開催日程について

総務部長から、資料4に基づき、今後のスケジュール等について説明があった。

5. 次回開催について

総務部長より、次回は12月1日（木）9時から開催する旨の案内があった。

以 上